平成２９年（フ）第２８号
鹿児島県鹿児島市西伊敷３丁目24番９号
債務者　馬場かおり
1　決定年月日時　平成29年３月２日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月１日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２９年（フ）第４９号
鹿児島県鹿児島市錦江台１丁目57番２号
債務者　切手　敏朗
1　決定年月日時　平成29年３月２日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月１日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２９年（フ）第６号
鹿児島県鹿屋市川西町5161－１　Ｔ－ＨＯＵＳＥⅢ106号
債務者　岩屋　　徹
1　決定年月日時　平成29年２月27日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月１日まで
鹿児島地方裁判所鹿屋支部破産係

平成２８年（フ）第５３９７号
大阪府大東市北条１丁目24番30号　ファミーユイケモト201号
債務者　熊谷　元樹
1　決定年月日時　平成29年３月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年４月21日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第５４４６号
大阪市福島区海老江１丁目５番61－706号
債務者　若池　伸悟
1　決定年月日時　平成29年３月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年４月21日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第５５１１号
大阪府摂津市正雀本町１丁目３番２－602号、住民票上の住所大阪市東淀川区井高野３丁目３番53－202号
債務者　平山由生美
1　決定年月日時　平成29年３月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年４月21日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第３７０号
大阪市城東区成育４丁目22番13号
債務者　三田五郎こと　權　　五福
1　決定年月日時　平成29年３月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年４月21日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第６３１号
大阪市此花区伝法１丁目１番１－642号、前住所大阪市西成区千本南２丁目11番22号
債務者　細田美知代
1　決定年月日時　平成29年３月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年４月21日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第８０１号
大阪府枚方市東中振２丁目11番12－303号
債務者　森　恵利香
1　決定年月日時　平成29年３月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年４月21日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第８３３号
大阪府枚方市高田２丁目７番１－302号
債務者　殿所　洋子
1　決定年月日時　平成29年３月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年４月21日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第８３４号
大阪市港区弁天３丁目１番28－402号
債務者　石井　順子
1　決定年月日時　平成29年３月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年４月21日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第４９号
函館市宮前町20番14号　こうじゅ三号館
債務者　小林　安夫（旧姓荒川）
1　決定年月日時　平成29年３月６日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年４月24日まで
函館地方裁判所

平成２９年（フ）第１１号
長野市大字柳原1419番地１　柳原団地Ａ２－814
債務者　高木　文子
1　決定年月日時　平成29年２月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年４月24日まで
長野地方裁判所民事部破産係

平成２９年（フ）第３号
島根県出雲市所原町3106番地
債務者　高橋かおる
1　決定年月日時　平成29年３月６日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年４月25日まで
松江地方裁判所出雲支部

平成２９年（フ）第１９号
愛知県岡崎市広幡町10番地11　ベルパーク101
債務者　若松　憲子（旧姓峯田）
1　決定年月日時　平成29年３月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年４月26日まで
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２９年（フ）第３６９号
大阪市住吉区長居東４丁目２番７号　長居中央ビル　701号
債務者　乾　　洋平
1　決定年月日時　平成29年３月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年４月21日まで
5　免責審尋期日　平成29年５月９日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第６５４号
大阪市鶴見区放出東３丁目27番17－107号
債務者　池田　勝浩
1　決定年月日時　平成29年３月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年４月21日まで
5　免責審尋期日　平成29年５月９日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部